



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

# 全国歯報

2020.5 86号

## 第 86 回通常組合会

# 令和 2 年度事業計画、歳入歳出予算を承認 組合会議長に影本議員、副議長に岸本議員を選出

令和 2 年 3 月 20 日（金）午後 1 時より、朝日生命大手町ビル、フクラシア東京ステーション「6 D」において、第 86 回通常組合会が開催された。当日は、受付時での消毒、体温測定、マスク着用を徹底し、席と席の間隔を広くするなど開催日当時における新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じ通常行われる点呼等を省略し開会の辞へと続いた。

仮議長には前議長の秦野議員（鳥根県支部）を選出し、日程の一部を変更し、第 1 号議案 議長・副議長の選任が上程された。議長・副議長の選出は協議方式とし、組合会を暫時休憩して、各地区より推薦された地区代表議員により協議された。その結果、議長には徳島県支部の影本博一議員、副議長には福井県支部の岸本敏郎議員を選出し、その後再開された組合会で全員挙手により承認された。

新議長のもと、議事録署名人に新潟県支部の井比議員を指名し、議案へと入った。令和 2 年度保険料賦課額、令和 2 年度事業計画、及び令和 2 年度歳入・歳出予算について慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。



### ■開会の辞（要旨）

#### 芦田副理事長

新型コロナウイルス感染症の全盛期にも関わらず、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。本日は時間を短縮しての開催となりますが、ご不明な点がございましたらご質問頂きたいと思っております。また、今回の開催に際して協議を重ねましたが、やはり予算と事業計画をお話ししなくてはならないということで開催に至りました。どうぞよろしくお願ひ致します。



## 議事

### 第 1 号議案 議長・副議長選任の件

#### 齊藤専務理事

齊藤専務理事より議長・副議長の選任方法について説明があり、協議による選任となった。続いて A、B、C 地区の組合会議員から選出された 6 名からなる地区代表議員会で協議、選出し、組合会の承諾を得て決定する旨の説明があった。

地区代表議員（A 地区：山梨県支部・安富和宏議員、新潟県支部・松崎正樹議員、B 地区：滋賀県支部・井田治彦議員、京都府支部・武田淳議員、C 地区：岡山県支部・酒井昭則議員、香川県支部・増田修一議員）の選出後、組合会を暫時休憩し、別室にて地区代表議員会を開催した。委員長に前副議長の井田議員を選出し、慎重な審議の結果、議長に影本議員、副議長に岸本議員を選出した。その後再開した組合会にて承認を謀り、全員挙手で新議長・新副議長が選ばれた。





影本議長

## ■議長・副議長挨拶（要旨）

### 影本議長（徳島県支部）

皆さんこんにちは。私は徳島県支部の影本博一と申します。日頃は先生方の温厚で非常に幅広い見識を持つ先生方に敬意を表するものであります。

私は今回の議長ということで、非常に不慣れでございますが、皆さんの見識あるお力、幅広い教養のあるお力を是非お借りして議長を務めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。



岸本副議長

### 岸本副議長（福井県支部）

福井県から参りました岸本敏郎と申します。議事進行は不慣れなもので、なかなかうまく進められるかどうか心配なところはございますが、一生懸命に務めさせて頂きますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

## ■理事長挨拶

### 三塚理事長

新型コロナウイルス感染症が流行している中、お集り頂き誠にありがとうございます。組合会を開催するかどうか悩みましたが、国民健康保険法施行令の中に、事業計画・予算案等を所轄官庁である栃木県知事へ届け出しなければいけないという内容があるため先生方には申し訳ありませんが開催に至りました。できるだけスムーズな進行を心掛け、且つ先生方の様々な意見をお聞きしながら進めていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

まず、理事である森秀司先生の叙勲のお知らせが届いております。旭日小綬章を頂きました。誠にめでたうございます。

さて、通常ですと概況等をお話するのですが、時間の関係上、議案書の中の事業計画の概要の中に記載しておりますので、後ほどお読み頂けますと幸いです。特にお伝えしたい事は、やはり本年度も保健事業をしっかりと行いたいという事です。

初めに国庫補助率の問題でございますが、皆様のご協力のおかげで全歯国保組合は30.0%と、令和2年度も今までと同じ状況になりました。しかしながら、他の国保組合は軒並み下がっており、この状態が長く続きますと国保組合の運営が非常に厳しい状況に陥っていきます。当組合もいつどうなるかわからない状況ですので、日歯連盟や国会議員等に働きかけ国保組合の状況をお伝えしているところです。例えば当組合は国庫補助率が30.0%ですが、今回3県の歯科医師国保組合の補助率が13%になりました。ところが医師国保組合の課税標準額は約720万円、3県の歯科医師国保組合の課税標準額は約240～250万円の間で、収入に格差があるにも関わらず同じ13%の補助率なのは問題ではないか、という事をお伝えしているところであります。現在は11段階で国庫補助率は区切られておりますが、これは実は歯科医師国保組合、薬剤師国保組合をある意味ターゲットにして構成されているため同じ13%でも収入に格差が生じるという矛盾が起こる訳です。当組合を例にとると、国庫の補助金が約60億円、そして国庫への拠出金が約80億円で、20億円分を皆様からの保険料等から捻出しております。そのため国庫補助率が少なくなると、どうしても保健事業を縮小するか、保険料を値上げせざるを得ません。しかし、そうすると被保険者が全歯国保から市町村国保へ移入するという事が考えられます。すると市町村国保は50%の補助率で運営しておりますので国の財源が減少するという事態に陥ります。それを論点の根拠として現在、日歯連盟と国会議員へ訴えかけており、なんとか任期内に解決を図りたいと考えております。

2つ目に保健事業に関しては、後ほど齊藤専務から詳しい説明がありますが歯科健診は3種組合員そして3種組合員家族を対象に行います。その中で厚労省の口腔保健推進室の宮原先生、そして日本歯科医師会研究機構の恒石先生にご相談しながら進めているところですが、問診票・健診票に関してはもう少



し改良が必要な状況です。

また、ただ単に歯科健診を実施するのではなく、アウトカム評価をしたいと考えております。これは8020推進財団とも連動し、3種組合員と3種組合員家族の医療費との関係性や生活習慣病との関係等を精査し、歯科医療関係者がどのような状況かということの評価していきたいと考えております。

次に特定健診・特定保健指導についてですが、平成31年度からセット券使用を実施致しましたが、実は効果が全くありませんでした。令和2年度に先生方にご協力頂きたい事は、出来れば各支部で契約医療機関と、人間ドックの中から特定健診・特定保健指導を抽出して頂けるような契約を結び、実施して頂けますと受診率も上がるのでは、と考えております。ご検討よろしくお願い致します。様々な保健事業を充実させ、組合員の健康を増進させる事が我々全歯国保の最も重要な課題であります。

最後にオーラルフレイルの漫画本を配布する件ですが、これは国からもフレイルの予防が非常に重要であるという報告が出ております。フレイルの予防はオーラルフレイルの予防から始まりますので、組合員、家族、従業員の方々の健康をお守り頂くためにもとても重要であると考えています。フレイルの予防を周知させるためにも出来れば診療所の待合室など人目によく触れる場所へ置いて頂き、ご活用頂きたいと考えております。

また来年度は更に保健事業を充実させながら機構改革も進めていきたいと考えておりますので、変わらぬご支援とご協力をお願い致します。本日はどうぞよろしくお願い致します。

## 第2号議案 令和2年度保険料賦課額(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

保険料賦課額については、令和2年度保険料賦課額(案)の算定方法について詳しい説明がなされた後、挙手多数により可決承認された。

(要旨)

令和2年度の保険料を据え置いた場合、合計で5億7200万円程の赤字となる予測だが、繰越金の予定金額が約25億円あり、さらに激変緩和措置のために3年間実施した保険料の値上げで積立金が約30億円ある。そのため令和2年度については5つの賦課額をいずれも据え置きとしたい。

1. 基礎賦課額(所得割)(案)について据え置きとしたい。
2. 基礎賦課額(均等割)(案)について据え置きとしたい。
3. 後期高齢者支援金等賦課額(案)について据え置きとしたい。
4. 介護納付金賦課額(案)について据え置きとしたい。
5. 後期高齢者賦課額(案)について据え置きとしたい。

## 第3号議案 令和2年度事業計画(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

令和2年度事業計画(案)についての説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

### I 概況

昨年10月に消費税率が10%に引き上げられ、社会保障の充実が進められたことで社会保障・税一体改革は終わり新たなステージに入った。

国は「新経済財政運営と改革の基本方針 2019」において、骨太方針 2020 で給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめるとし、健康寿命の延伸、人生 100 年時代に向けた全世代型社会保障の実現を目指し、高齢世代だけでなく子供・子育て世代・現役世代まで広く安心を与えるために社会保障全般にわたる改革を検討するとして、「全世代型社会保障検討会議」を立ち上げ、昨年 12 月に中間報告を取りまとめた。

焦点となっていた 75 歳以上の窓口負担も一定所得以上の者を 2 割に引き上げる方針を示し、2022 年度に実施するよう法制上の措置を講じるとし、社会保障審議会・医療保険部会で議論を進めていくことになった。

そのような背景の中、国民健康保険制度改革は平成 30 年の大改革により保険者が都道府県となり都道府県単位の財政運営が始まり新たな公費投入や激変緩和措置などが図られ、制度の定着に向けての段階に入ったと認識している。

令和 2 年度国保組合関係予算は 2739.7 億円となり、元年度予算と比較すると 136.5 億円減予算となっているが、主に定率補助の減少によるものである。しかしながら、安定的で持続可能な運営確保を目的に予防・健康づくりの取組強化、保険者努力支援制度に 141.2 億円を充て、予防・健康づくりの推進を抜本的に強化するために新たに 500 億円を加えた。

また、2021 年 3 月からの本格運用を目指してのオンライン資格確認システム開発のための経費として 14.5 億円、導入に向けた医療機関のシステム整備支援の環境整備を目的として 7.68 億円を充て、改革の推進を図っている。

このように、社会保障・税一体改革が終わり、それに代わるものとして全世代型社会保障改革が示され、その目標年次が最近まで 2025 年という団塊の世代が後期高齢者となることとされていたものを 2040 年と定め、予防・健康づくりを更に進めることを基本にした新たな改革が始まる節目の年が令和 2 年度であると考えられる。

## II 事業運営の方針

令和 2 年度の当組合は、安定かつ持続的な組合運営を図る目的で更なる機構改革及び組合員の疾病予防と健康づくりのための充実を進める方針を定め展開する。

本年度は所得水準の高い国庫補助率の引き下げが見込まれる中、26 年度調査と同じ 30.0%組合と認定され、新たな激変緩和措置の対象から除外されるものの安定した財政運営の目処が立った。したがって、本年度は保険料等の見直しを行わず据え置きとし事業展開を図る。

機構改革については、理事会等のペーパーレス化を更に進めることによる効率化の促進と、支部職員定員数の遵守を図る。定員数は平成 16 年の「被保険者数 3 千人に 1 名」という申し合わせ事項で運営されてきたが、一部整理されないまま経過してきているので徹底し、府県歯科医師会との職員交流を進める。

次に保健事業については、疾病予防・健康づくり施策の役割がますます重要となり増加している。したがって保険者努力支援制度を用いてのインセンティブ強化を進める。

特定健診・特定保健指導については昨年導入したセット券の検証を行い、がん検診とともに促進を図る。糖尿病性腎症重症化予防は昨年度より当組合で実施可能な「対象者の抽出」及び「対象者への受診勧奨」を開始したものであるが徹底を図りたい。

本年度新規事業として、3 種本人・3 種世帯員対象の歯科健診事業を実施する。

これらの予防・健康づくりインセンティブの強化を図るとともに、特別支部運営費のインセンティブ分配も併せて行う。

また、オーラルフレイル予防の冊子を 1 種組合員・後期高齢者組合員に配布し、組合員の高齢化によるフレイルの予防を惹起し、人生 100 年時代に備えたい。

このように本年度は新しい時代の節目を迎えることとなるが厳しい組合運営の中、機構改革を更に進め、組合員の疾病予防と健康のために保健事業の更なる充実を図り、持続可能な組合組織の運営を図る年度としたい。

組合員・支部職員のご理解、ご支援を賜りたい。

### Ⅲ 実施事業

※令和2年度の保険料賦課額、保険料賦課額の免除、療養給付費等の支給、保健事業の詳細については、申請方法と合わせ p.15 より詳しくお知らせ

#### 1. 保健事業

##### (1) 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者（空腹時血糖 126mg /dl以上又は HbA1c6.5 %以上）を抽出し、糖尿病受療歴がない者に受診勧奨を行う。

##### (2) 歯科健診

歯科健診は3種組合員とその世帯員を対象とし、3種組合員が雇用される診療所で歯科健診を受診した場合に、雇用主（1種組合員）に対し歯科健診文書料及び指導料として受診者一人あたり500円を交付する。

##### (3) 書籍の配布

大久保満男日本歯科医師会元会長著書「マンガでわかるオーラルフレイル」を1種組合員、後期高齢者組合員の診療所に配布する。

#### 2. レセプト点検の実施

連合会で行うレセプト点検に加え、組合独自で高額医療レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行うとともに、費用対効果の効率化に努める。

#### 3. 広報活動

##### (1) 組合報の発行

##### (2) ホームページの活用

### Ⅳ 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、平成30年度における市町村民税課税標準額調査が行われた結果、当組合は前回の調査と同様、国庫補助率が30%となったが、この調査により、大きく国庫補助率が減少した国保組合がある。次の調査は、令和3年となり、その結果によっては当組合の事業運営にも、どのような影響を及ぼすか分からない。

このような現状を踏まえて、実施事業の見直し及び事務処理の見直しなど事務処理の効率化に務める。

令和3年3月から運用が開始されるオンライン資格確認に向けて、システム等の整備を行う。

### Ⅴ 事務研修会の開催

#### (1) 支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために研修会を開催する。

(2) 東京事務所職員対象の研修会

東京事務所職員が全員、国保業務に精通し人事異動等に迅速かつ適正な対応等、国保業務のプロとして知識及び能力のレベルアップを図り、全国歯の事務処理の適正化及び効率化に資するために研修会を開催する。

VI コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画に基づき、研修会を開催する。  
各支部の健康づくり計画の共有化を図るために、健康づくり推進部会を開催する。

VII 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

VIII 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

※第86回通常組合会（令和2年3月20日）時点で承認された事業計画を、そのまま掲載しておりますこと、ご了承ください。

第4号議案 令和2年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件 鈴木副理事長

令和2年度歳入歳出予算(案)について説明があり、全員挙手にて可決承認された。

令和2年度 歳入歳出予算書総括表

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 国民健康保険料	12,689,820	12,744,337	-54,517
2. 使用料及び手数料	1	1	0
3. 国庫支出金	4,138,046	4,172,519	-34,473
4. 前期高齢者交付金	2	2	0
5. 共同事業交付金	240,465	225,985	14,480
6. 財産収入	15,294	19,749	-4,455
7. 繰入金	7	7	0
8. 繰越金	2,500,000	2,200,000	300,000
9. 諸収入	44	32	12
歳入合計	19,583,679	19,362,632	221,047



- ・国民健康保険料：前年度に比べ約5,400万円の減。被保険者の減少や後期高齢者支援金賦課額、介護納付金賦課額を据え置きにしているため。
- ・国庫支出金：約3,400万円の減。30%組合のため激変緩和措置が終了し、国からの補助も減ったため。
- ・共同事業交付金は約1,400万円増。
- ・財産収入では約400万円の減。
- ・繰越金：予算面では25億円で、前年度よりも約3億円の増。保険給付費によって変動する。
- ・歳入の合計で195億8,000万円余。前年度よりも2億2,000万円の増と予算立てをした。

## 歳出

(単位：千円)

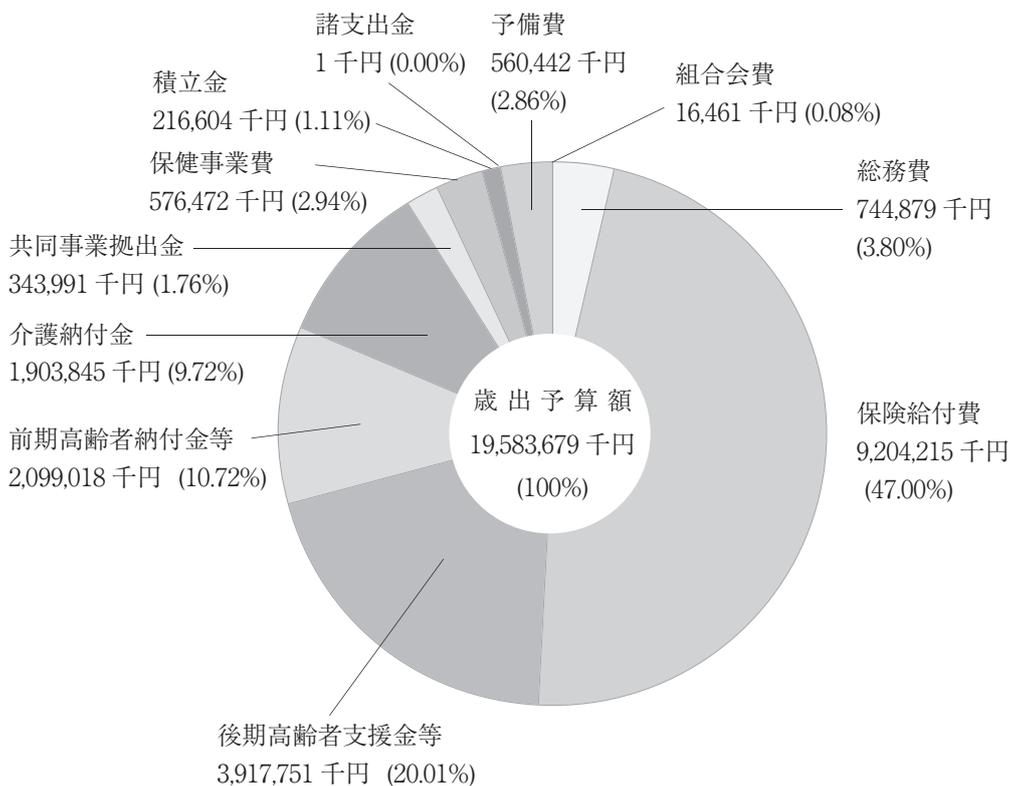
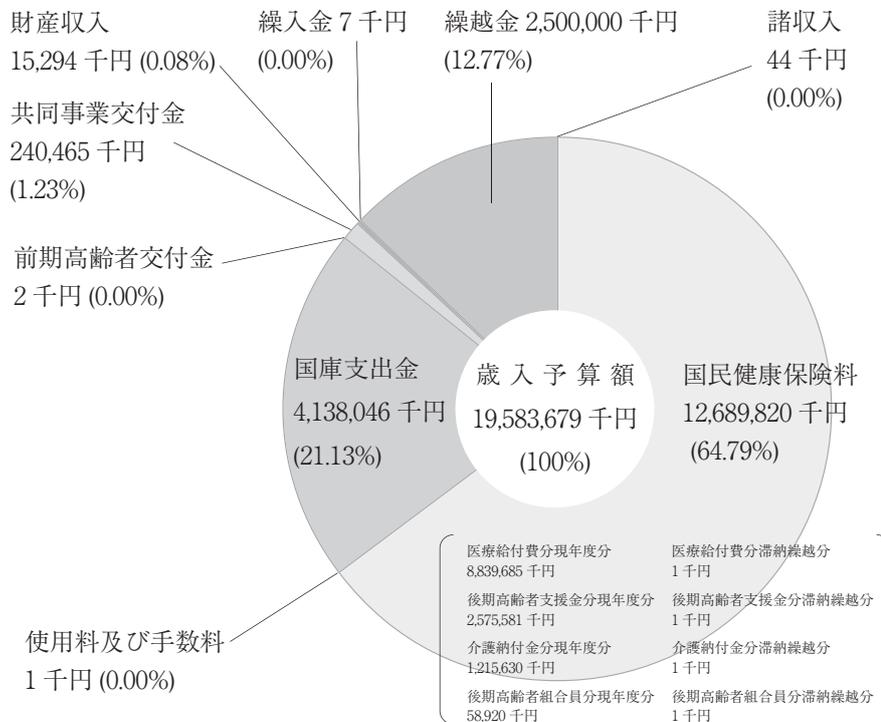
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 組合会費	16,461	19,410	-2,949
2. 総務費	744,879	768,380	-23,501
3. 保険給付費	9,204,215	8,896,583	307,632
4. 後期高齢者支援金等	3,917,751	3,866,530	51,221
5. 前期高齢者納付金等	2,099,018	2,346,816	-247,798
6. 介護納付金	1,903,845	1,853,769	50,076
7. 共同事業拠出金	343,991	323,329	20,662
8. 保健事業費	576,472	643,199	-66,727
9. 積立金	216,604	41,304	175,300
10. 諸支出金	1	1	0
11. 予備費	560,442	603,311	-42,869
歳出合計	19,583,679	19,362,632	221,047

- ・総務費：約 2,300 万円の減。
  - ・保険給付費：約 3 億円の増。
  - ・後期高齢者支援金：約 5,000 万円の増。
  - ・前期高齢者納付金が約 2 億 4,700 万円の減。
  - ・積立金：約 1.7 億円の増。今現在 30 億円あるため約 32 億円までの積立。
- これは平成 26 年に 500 円、平成 27 年に 800 円ずつ値上げした影響が未だに後を引いている。

## 【令和2年度予算について】

・令和2年度予算は前年度比221,047千円増の予算計上。

### 令和2年度 歳入・歳出予算（案）に占める各款別構成割合



# 報告事項

## 〔全国歯関係〕（齊藤専務理事）

### ●保険料減免取扱規定の一部改正

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の住民が、震災発生後、全国歯の被保険者になった者に対する保険料減免期間を 1 年延長して、121 カ月と改正。

### ●保健事業関連の支給要綱の一部改正

節目健診、インフルエンザ予防接種、がん検診の補助金申請期間を 3 月末日支部必着と改定。（令和 2 年 4 月 1 日から施行）

### ●歯科健診文書料及び指導料支給要綱（新設）及び健診票について

歯疾患を早期に発見し予防等に努めることで全身の健康保持増進を図ることを目的としている。（令和 2 年 4 月 1 日から施行）

対象者：3 種組合員と 3 種組合員に属する世帯員（18 歳以上）

実施医療機関：3 種組合員が雇用されている 1 種組合員の診療所

実施期間：4 月～ 2 月末日

※歯科健診の詳細については本誌 p .18 にてご案内

### ●特別支部運営費交付基準の一部改正

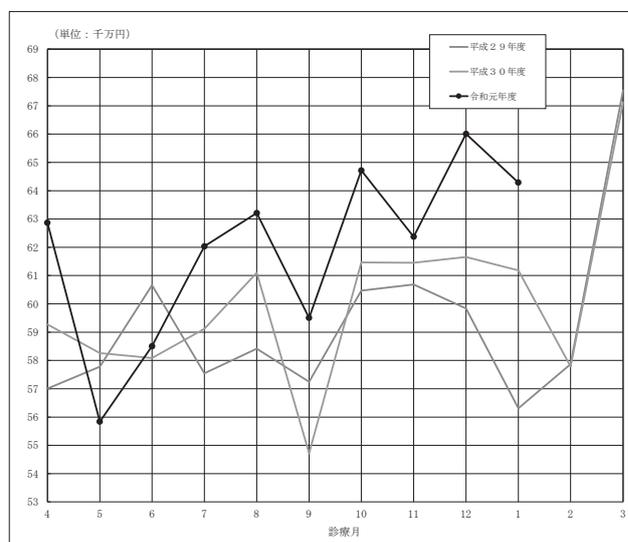
総額 8,000 万円だったが、インセンティブ交付額として 2,000 万円増額。

### ●職員就業規則・職員給与規定の一部改正

- ・始業、終業時間の一部改正（令和元年 12 月 1 日から施行）
- ・支部職員給与の概算交付の一部改正（令和 2 年 4 月 1 日から施行）
- ・扶養手当の一部改正（令和 2 年 4 月 1 日から施行）
- ・期末手当支給表の一部改正（令和 2 年 4 月 1 日から施行）
- ・子女教育手当支給表の一部改正（令和 2 年 4 月 1 日から施行）

### ●令和元年度療養給付費の状況について

令和 2 年 1 月診療分までの療養給付費は総額約 61 億 9,300 万円。例年の動きからすると毎年 2 月は療養給付費は減少し、3 月に駆け込み受診が起り療養給付費は増額する。今年はインフルエンザに加え、新型コロナウイルス感染症の影響も出てくる事が想定されるが、補正予算等で組み替える必要はないだろうと見込んでいる。



診療月	平成 29 年度 A	平成 30 年度 B	伸率 B/A	令和元年度 C	伸率 C/B
4 月	570,076,132	592,714,061	3.97	628,611,875	6.06
5 月	577,803,781	582,623,658	0.83	558,373,930	▲ 4.16
6 月	606,597,162	580,841,539	▲ 4.25	585,040,012	0.72
7 月	575,458,600	591,203,815	2.74	620,327,233	4.93
8 月	584,132,653	610,994,991	4.60	632,083,245	3.45
9 月	572,431,390	547,162,861	▲ 4.41	595,048,686	8.75
10 月	604,696,399	614,626,723	1.64	647,144,173	5.29
11 月	606,818,270	614,531,253	1.27	623,733,144	1.50
12 月	598,407,561	616,549,714	3.03	660,044,990	7.05
1 月	563,108,445	611,850,279	8.66	642,757,390	5.05
2 月	578,696,064	577,884,014	▲ 0.14		
3 月	675,475,895	671,291,215	▲ 0.62		
合計	7,113,702,352	7,212,274,123	1.39	6,193,164,678	▲ 14.13
年間平均月額	592,808,529	601,022,844	1.39	619,316,468	3.04

●令和2年度会議予定表について

令和2年5月25日 現在

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所
2020年 (令和2年)	4月	17日(金)	職員事務研修会 1日目	13:00	KKRホテル東京
		18日(土)	職員事務研修会 2日目	9:00	※中止
	5月	20日(水)	第1回常務会	13:30	東京事務所 WEB会議
	6月	16日(火)	第1回監事会	15:00	東京事務所
		23日(火)	第1回理事会	13:30	フクラシア東京ステーション WEB会議
	7月	12日(日)	第2回常務会	11:00	フクラシア八重洲(東京)
			第1回議長団打合せ	12:00	
			第87回通常組合会	13:00	
	8月	20日(木)	東京事務所事務研修会	10:00	東京事務所
	10月	28日(水)	第3回常務会	13:30	東京事務所
11月	18日(水)	第4回常務会	11:00	フクラシア東京ステーション	
		第2回理事会	13:00		
2021年 (令和3年)	2月	16日(火)	第5回常務会	13:30	東京事務所
		24日(水)	第2回監事会	15:00	東京事務所
	3月	9日(火)	第3回理事会	13:30	フクラシア東京ステーション
		28日(日)	第6回常務会	11:00	フクラシア東京ステーション
		第2回議長団打合せ	12:00		
		第88回通常組合会	13:00		

※新型コロナウイルス感染症の影響により日程の変更あり

〔全協関係〕

●第74回通常総会(3/13)について

令和元年度一般会計収支補正予算、令和2年度事業計画・予算等について協議がなされた。

〔全歯連関係〕

●令和元年度第2回全歯連通常総会について  
(宮下常務理事)

全歯連の山口誠一郎会長より、全歯連の役割を踏まえ、どこの地区、どこの組合の理事長(全国歯支部長)が会長になっても、持続可能となる財政運営が出来る方向性を示してほしい、との積立金ワーキングへの諮問があり、5項目について協議・答申がなされた。

- ①会費・・・補助率が異なるなど組合運営環境の激変により、全歯連の担う役割についても協議の必要があるときに会費についても協議が必要とし、次期執行部へ申し送り
- ②積立金額・新執行部が運営可能な体制が図られるように、1000万円を目安とした。
- ③繰越金・・・予算編成に可能な額400万円
- ④予備費・・・臨時理事会や委員会等の開催のため200万円
- ④交付金・・・250万円(所得調査情報やマイナンバー連携等の援助等)

また選挙規則の一部改正については、立候補の届け出は選挙期日の10日前の正午とする。但し、末日が土、日、祝日の場合は、その末日の翌日とする。

■閉会の辞(要旨)

新型コロナウイルス感染症で先生方も気苦労が多い事と思いますが、お陰様で無事に組合会を終えることが出来ました。お帰りの際は十分にお気を付けてお戻り下さい。本日はどうもありがとうございました。

■叙勲受章者に対する記念品贈呈

春日常務理事より、令和元年秋の叙勲で保健衛生功労により旭日小綬章を受章された森理事の紹介があり、三塚理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。



春日常務理事

〔森 秀司理事より〕(要旨)



森理事

この度は受章に際しまして、皆様からお祝いをどうもありがとうございました。振り返ってみますと私は紆余曲折ありましたが、県歯の役員を20年余り務めさせて頂きました。私は独り善がりなところがあるのですが、よくここまでやってこられたなと思っております。これもやはり周りの皆様に支えて頂いたおかげだと思っております。これからも全歯国保の先生方とのご縁を大切にしながら今更頑張るとは言えませんのでぼちぼちとやってまいろうと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

鈴木副理事長

## 令和元年 秋の叙勲受章者

もり しゅう じ  
森 秀 司 先生（昭和24年7月1日生）

【受章種別】 旭日小綬章

【功勞種別】 保健衛生功勞

【表彰歴】

平成11年 2月 徳島県教育委員会表彰（学校保健功勞）  
 平成15年 3月 （社）徳島県歯科医師会会長表彰  
 （役員功勞）  
 平成17年 6月 徳島県知事表彰（保健衛生功勞）  
 平成18年 11月 厚生労働大臣表彰（保健衛生功勞）



【略歴】

・徳島県歯科医師会関係

平成 3年 4月 1日～平成15年 3月 31日 （社）徳島県歯科医師会理事  
 平成15年 4月 1日～平成18年 3月 31日 （社）徳島県歯科医師会常務理事  
 平成18年 4月 1日～平成21年 3月 31日 （社）徳島県歯科医師会副会長  
 平成27年 6月 28日～現 在 （一社）徳島県歯科医師会会長

・全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）

平成29年 8月 1日～現 在 全国歯科医師国民健康保険組合理事

・全国歯科医師国民健康保険組合関係（徳島県支部）

平成27年 7月 1日～現 在 全国歯科医師国民健康保険組合徳島県支部長

・日本歯科医師会関係

平成27年 7月 1日～現 在 日本歯科医師会代議員

・日本歯科医師連盟関係

平成29年 7月 1日～平成30年 6月 22日 日本歯科医師連盟理事

・審議会関係

平成 3年 6月 1日～平成 9年 5月 31日 徳島県社会保険診療報酬請求書審査委員会委員  
 平成 9年 6月 1日～平成21年 9月 30日 徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員  
 平成16年12月 1日～平成21年 3月 31日 徳島県薬事審議会委員  
 平成19年 9月 1日～平成21年 3月 31日 徳島県健康対策審議会委員  
 平成28年 7月 1日～平成30年 7月 21日 徳島県医療審議会委員

## 青森県支部

前回の支部紹介では支部設立の経緯に関しまして触れておりませんでしたので、その旨を先ずは記載したいと思います。

青森県の歯科医師が組織的に国保組合に加入した経緯といたしましては昭和34年11月1日の青森県医師国保組合への加入に始まります。その後昭和53年4月、現在の全国歯科医師国保組合の設立時、これに加入することとなり現在に至ります。

直近では平成27年8月に前支部長の高畑研佑先生から嶋中繁樹先生へと支部長他役員が改選され現状の構成となっております。

青森県支部の単独保健事業としては肺炎球菌ワクチン接種の補助、インフルエンザワクチン接種の上乗せ補助、青森県歯科医師会会員健康診査に対する県歯との共同補助等を実施しております。

青森県支部というよりも近年青森県としての喫緊の問題として「短命県」問題があります。ここ数年は全県を挙げてこの「汚名」を返すべく様々な取り組みがされております。代表的な一例として昨年第1回内閣府主催オープンイノベーション大賞を受賞した弘前大学の大規模健診でのビッグデータプロジェクトがあります。

このプロジェクトでもその前提条件としては健診の受診があり、その意味でも健康維持増進のためには特定健診を含めた個々の組合員への健康意識の向上が必要であり、国保組合としての負担と受給のバランスに寄与するうえでもさらなる組合員への啓発が必要と思われれます。

このような方向性の下で青森県支部としてどのような具体策を示していけるか、試行錯誤していきたいものと考えています。

被保険者数は令和2年2月末の時点で1,982名、1種組合員421名、2種組合員58名、3種組合員626名、組合員合計1,105名です。

なお、昨年末以来の青森県の積雪は異常とも言えるほどの少なさで青森市内も積雪0cmの日が続き、皆が「気持ち悪いね」「何かあるんじゃないの?」とか話をしておりましたところ現在(2月末)は「新型コロナウイルス」感染が市中感染の状況です。願わくば皆様のお目にふれる頃には終息の目途がたっていることを祈るばかりです。



後列 須藤職員 住吉常務理事  
前列 小林副支部長兼常務理事 嶋中支部長 近藤監事

## 岐阜県支部

岐阜県は、森と清流が織りなす四季折々の美しい景観、日本三名泉と呼ばれる「下呂温泉」や奥飛騨温泉郷、飛騨牛や鮎をはじめとした豊かな食、世界遺産の白川郷、飛騨高山の古い町並み、郡上の徹夜踊り、1300年の歴史を誇る長良川の鵜飼などの伝統文化など、多くの観光資源に恵まれています。また今年の大河ドラマ「麒麟がくる」の舞台である美濃国としても話題になっています。

さて、当支部の被保険者数は5,241名（令和2年1月末）で組合の中で被保険者数が4番目に多い支部となっています。当支部では、被保険者の健康の維持・増進に力を入れた運営をしてきており、中でも支部固有の保健事業として実施している生活習慣病健診補助事業に力を入れております。本事業は組合員の利用率も高く、健康増進とともに疾病の早期発見・早期治療に大きく貢献している代表的な事業となっています。

超高齢社会による医療費増加は当支部においても例外ではなく、重症化予防、健康づくりなど保健事業の強化、組合員・被保険者への健康教育の必要性を改めて感じています。また、高齢になるにつれて医療費が高くなる傾向があり、組合全体の高齢化率が高くなることに危惧するところです。本部から提示されるKDBのデータによると当支部被保険者の療養給付費の疾病別で一番多く占めるのは糖尿病であることが明らかになりました。

そこで、当支部では糖尿病の重症化予防の取り組みを現在検討しています。糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく「境界域段階」「重症化予防段階」「腎症重症化予防段階」「治療中断・健診未受診」の対象者の抽出は、栃木県国保連合会から保険者にデータ提供がなされるため、保険者にて対象者を把握して実施できるよう体制がすでに整っています。その中で治療中断・健診未受診者に対しては、注目すべき事項であり、重症化させないために受診勧奨が鍵となってきます。同時に、このプログラムの対象者の抽出に使用するHbA1c値は特定健診の検査データが用いられるため、被保険者の特定健診の受診率の向上は喫緊の課題です。そのため当支部では特定健診の受診率向上に向けた取り組みを強化し、データヘルスに基づく重症化予防対策や被保険者の健康の維持・増進に向けて役職員一丸となって現在、取り組んでいます。



後列 町田理事 津田理事 横山理事 河合理事 佐橋理事 亀山理事  
前列 後藤監事 後藤副支部長 阿部支部長 横山顧問 長瀬常務理事 江崎監事

## 令和2年度4月からの保険料について

令和2年度の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額、後期高齢者賦課額についてお知らせします。

### 1. 基礎賦課額

- ・被保険者の医療給付費、保健事業費等の費用に充てるための保険料
- ・前期高齢者納付金の納付に充てるための保険料

#### (1) 所得割賦課額（1種組合員及び後期高齢者組合員のうち対象者（※）に賦課）

##### ① 保険診療者

- ア. 前年の保険診療報酬の合算額の1000分の6.5を乗じた額
- イ. 上限賦課額月額32,500円（年額390,000円）
- ウ. 下限賦課額月額4月1,900円、5月～3月1,600円（年額19,500円）
- エ. 医療法人（各医療機関ごと）月額32,500円（年額390,000円）
- オ. 医療法人（各医療機関ごと）令和元年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が、390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができます。
- カ. 変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に直近の確定申告書等医業収入がわかる書類を添付して支部に提出してください。ただし、変更申請は令和2年6月末迄とし、年1回とします。
- キ. 1種組合員又は後期高齢者組合員の開設する同一医療機関において、当該組合員の配偶者・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の者の所得割賦課額を免除します。
- ク. 1種組合員で歯科医療機関等に勤務する者は、所得割賦課額を免除します。

※後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は当該組合員の配偶者・親子・兄弟姉妹である1種組合員が診療に従事している場合は、後期高齢者組合員に所得割賦課額を賦課します。算定方法については、一般の1種組合員と同じ方法になります。

##### ② 非保険診療者（矯正標榜者・医療法人を含む）

- ア. 月額32,500円（年額390,000円）
- イ. 非保険診療者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行うことができます。
- ウ. 変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に直近の確定申告書等医業収入がわかる書類を添付して支部を経由して組合に提出してください。ただし、変更申請は令和2年6月末迄とし、年1回とします。

#### (2) 均等割賦課額（1人月額）

1種組合員	8,600円	1種組合員家族	6,600円
2種組合員	16,500円	2種組合員家族	6,000円
3種組合員	9,000円	3種組合員家族	6,000円
後期高齢者組合員の家族	6,600円		

基礎賦課額（均等割賦課額）には、前期高齢者納付金1人当たり2,073円が含まれます。

## 2. 後期高齢者支援金等賦課額

- ・後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるための保険料
- ・病床転換支援金の納付に要する費用に充てるための保険料

組合員及びその家族（1人月額）3,400円

### ◎保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親(離婚などにより独りで生計を営んでいる女性)の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの方は後期高齢者支援金賦課額を免除、基礎賦課額は2人目以降の方から免除します。

基礎賦課額(均等割賦課額)

(1人月額) 6,000円

後期高齢者支援金賦課額

(1人月額) 3,400円

※再婚等により、生計形態が変更になった場合は、免除が終了します。変更時に必ず支部事務所までお知らせください。

## 3. 介護納付金賦課額

- ・介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料

40歳以上65歳未満の組合員及びその家族（1人月額）3,900円

## 4. 後期高齢者賦課額

- ・後期高齢者医療制度の被保険者となった1種組合員の方で、引き続き組合員として残られた方

後期高齢者の組合員（1人月額）5,000円

## 75歳のお誕生日を迎える1種組合員の皆様へ

75歳のお誕生日を迎えると、すべての方が「後期高齢者医療保険」へと移行し医療給付を受けます。ただし、後期高齢者組合員として引き続き当組合に残ると、保健事業を受けることができます。また、家族や従業員のの方は引き続き全国歯科医師国民健康保険組合の組合員として医療給付や保健事業を受けられます。

後期高齢者賦課額	(1人月額) 5,000円 (年額) 60,000円
家族・従業員への対応	後期高齢者組合員として残れば、75歳未満の家族や従業員はこれまでどおり、当組合の被保険者として医療給付や保健事業を受けられます。 ○後期高齢者組合員の家族の均等割賦課額 (1人月額) 6,600円 2種組合員 (1人月額) 16,500円 3種組合員 (1人月額) 9,000円
保健事業	後期高齢者組合員は以下の保健事業を受けることができます。 (1) 傷病見舞金の支給 入院1日目から傷病見舞金を支給します。 ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。 【支給額】入院1日につき 4,000円 (※最大360,000円の支給) (2) 死亡見舞金の支給 後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。 【支給額】300,000円 (3) 節目健診 ※本部事業 当該年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員と配偶者で全国歯に加入している方は、人間ドックなどの健診が受診できます。 【支給額】同一年度内に受診した健診に対し、30,000円を限度に支給

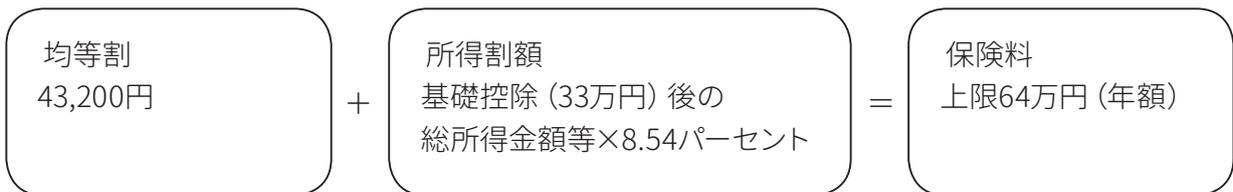
～例えば、1種組合員だった方が75歳になり栃木県の後期高齢者医療広域連合へ加入したら～

全国歯の保険料とは別に、後期高齢者医療広域連合の保険料の支払いが発生します。

### ●栃木県後期高齢者医療広域連合の保険料の決め方●

保険料は、被保険者個人単位で算定・賦課されます。

〈令和2-3年度の場合〉



- ◆こんなときは後期高齢者医療広域連合交付の保険証を使用し、給付を受けます。
- ・医療を受けるとき
  - ・医療費が高額になったとき
  - ・入院したときの食事代や居住費
  - ・あん摩・マッサージ・はり・きゅうの施術を受けるとき

### 【栃木県後期高齢者医療広域連合の場合】

- ・被保険者が亡くなったとき、その葬儀を行った方に5万円の支給
- ・年に1回、基本項目(身体計測、血圧測定、問診、脂質検査、換気法検査等)の健診

後期高齢者医療広域連合

+

全国歯後期高齢者組合員

多くの後期高齢者医療広域連合では、全国歯のような保健事業の支給は行っていません。生命保険や医療保険のような保健事業が月額5,000円で受けられます。またご家族や従業員の方が市町村国保に加入した場合の保険料や保健事業と比較いただくと、全国歯の後期高齢者組合員として残っていただけるメリットも感じていただけます。

# 事業主のみなさまへ

令和2年度から、新規保健事業として、歯科疾患を早期に発見し、予防等に努めることで、全身の健康保持増進をはかることを目的とし、3種組合員（本人・家族）を対象とした歯科健診を実施いたします。

実施期間は、事業年度の4月1日から翌年2月末日までに受診した歯科健診とします。

対象者は、3種組合員本人及び18歳以上の3種組合員家族とします。

この歯科健診は、3種組合員が勤めている歯科医院で健診を受けることとなっております。

事業主のみなさまには、従業員とその家族の歯科健診を行っていただくようご協力をお願いいたします。

歯科健診にあたり留意事項や用紙等、その他、詳細については支部事務所へお問い合わせください。

**全国歯科医師国民健康保険組合  
問診用紙**

(受診者記入欄) (本欄をご記入ください) (本部提出用)

受診者 健康保険証記号・番号	全歯		性別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族	
受診者 氏名			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢 歳

以下のQ1～Q18の各質問について、「回答」欄の□の中に✓をつけてください。  
特に断りのない場合、✓は1つだけつけてください。

**全員ご回答ください。**

質問	回答
Q1 現在、ご自分の歯や口、あごの状態でご不安なことはありませんか。 【Q1で「ある」とお答えになった方】 あてはまるものすべてに✓をつけてください。	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> かみ具合 <input type="checkbox"/> 外観 <input type="checkbox"/> 発音 <input type="checkbox"/> 口臭 <input type="checkbox"/> 歯の痛み <input type="checkbox"/> あごの痛み <input type="checkbox"/> その他( )
Q2 ご自分の歯は何本ありますか。(親知らず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含みません。さし歯は含みます。)	<input type="checkbox"/> 20本以上 <input type="checkbox"/> 19本以下 <input type="checkbox"/> わからない
Q3 歯間ブラシまたはフロス(糸ようじ)を使っていますか。	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> いいえ
Q4 歯検、歯垢や外歯先でも歯をみがきますか。	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> いいえ
Q5 夜、寝る前に歯をみがきますか。	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> いいえ
Q6 ゆっくりよんで食事をしますか。	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> いいえ
Q7 たばこを吸っていますか。	<input type="checkbox"/> 吸っていない <input type="checkbox"/> 吸っている
Q8 冷たいものや熱いものが歯にしみますか。	<input type="checkbox"/> しみにない <input type="checkbox"/> 時々しみる <input type="checkbox"/> いつもしみる
Q9 歯をみがくと血がでますか。	<input type="checkbox"/> でない <input type="checkbox"/> 時々でる <input type="checkbox"/> いつもでる
Q10 歯ぐきをはれてフヨフヨしますか。	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> 時々する <input type="checkbox"/> いつもする
Q11 自分は歯周病だと思いますか。	<input type="checkbox"/> 思わない <input type="checkbox"/> 思う
Q12 現在、糖尿病、脳卒中、心臓病のいずれかの病気で治療を受けていますか。 【Q12で「受けている」とお答えになった方】 あてはまるものすべてに✓をつけてください。	<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 脳卒中 <input type="checkbox"/> 心臓病
Q13 家族や周囲の人々はご自身の歯の健康に関心がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> いいえ

**65歳以上の方のみご回答ください**

質問	回答
Q14 半年前に比べて歯の力が食べにくくなりましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
Q15 お茶や汁物等でむせることがありますか。	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
Q16 口の湿きが気になりますか。	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
Q17 左右の両方の奥歯でしっかりかみしめられますか。	<input type="checkbox"/> かみしめられる <input type="checkbox"/> かみしめられない
Q18 食事をかんで食べる時の状態はどれに当たりますか。	<input type="checkbox"/> 何でもかんで食べることができる <input type="checkbox"/> 歯や歯ぐき、かみ合わせなど気になる部分があり、かみにくいことがある <input type="checkbox"/> ほとんどかめない

**全国歯科医師国民健康保険組合  
歯科健康診査用紙**

(受診者記入欄) (本部提出用) (支部事務所控え) (受診者渡し)

受診者 健康保険証記号・番号	全歯		性別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族	
受診者 氏名			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢 歳

(診査者記入欄) (以下は診査時に診査者が記入)

診査日： 年 月 日 診査所要時間： ( ) 分

(I) 歯の状態

上顎	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	下顎
(右)	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	(左)
下顎	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	上顎

① 歯の状態

歯の状態	歯数
① ✓ 健全歯	
② C 未発達歯	
③ △ 喪失歯	
④ ○ 知覚歯	
現在歯数(インプラント除く) (Q1)±(△)±(○)	

【(I)記入にあり用いる符号】  
健全歯：○  
未発達歯：C  
喪失歯：△  
知覚歯：○  
【注】先天性欠損または何らかの理由で喪失したことが明らかであっても、歯列等の関係から補綴処置の必要性が認められないものは「X」を記入  
発音歯：○ (舌根歯、アプラノン、ブリッジ等)

(II) 補綴治療の必要がある欠損部位に、歯橋、ブリッジ、インプラントを使用していますか。  
 あり  なし

(III) 歯肉の状態(永久歯列)

BOP	17または16	11	28または27	歯肉出血BOP
PD				○健全 1 出血あり(プロービング後10～30秒以内に出血が認められる) 2 出血なし(プロービングが出来る) (例：歯の露出が歯尖に及ぶ) X 該当無し
BOP				【歯肉ポケットのPD】 ○健全 (4mm未満) 1 深いポケット (4mm以上6mm未満) 2 深いポケット (6mm以上) 3 深外歯 (プロービングが出来ない歯(例：歯の露出が歯尖に及ぶ)) X 該当無し
PD				
	47または46	31	37または37	
				歯肉出血 最大コード
				歯肉ポケット 最大コード

(IV) 歯石の付着状況  
 なし  軽度(点状)あり  中等度(線状)以上あり

(V) 歯牙齦炎の程度  
 初見なし  初見あり

(VI) 歯周炎  
 初見なし  初見あり

(VII) 口腔乾燥  
① 知覚の色  
 初見なし  初見あり

② 知覚の形状  
 初見なし  初見あり

(VIII) 口腔衛生状況  
 良好  普通  不良

診査者  
健康保険証記号・番号 全歯 診査者  
氏名

# 特定健診を 受けましょう

特定健診・保健指導は、保険者が加入者に対して実施することが義務づけられているものであり、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等の生活習慣病を予防するために重要な取組です。

当組合では、集合契約により全国の医療機関等と契約しておりますので、お近くの医療機関等に「集合契約」に参加されているかご確認のうえ、ぜひ受診して下さい。なお、受診期間は来年の3月末日まで受診できます。受診料は無料です。

## ■特定健診の流れ

### ①セット券が届く（発行済）

特定健診を受診するには※「セット券」が必要です。記載内容等必ず確認して下さい。

※セット券とは、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券がセットになった券です。特定健康診査当日に健診機関で特定保健指導初回面接を受けて頂けます。



支部にて再発行を受付けています。

### ④結果

健診を受診した医療機関等から健診結果を受け取ります。ご自身の健康管理にお役立て下さい。

### ②受診場所

◎医師会等の集合契約に参加している医療機関等で受診できます。

◎日本人間ドック学会／日本病院会、全日本病院協会の集合契約に参加している医療機関等で受診できます。

受診される医療機関等が集合契約に参加しているかについては直接お問い合わせいただくか、当国保組合ホームページをご活用下さい。

<http://www.zensikokuho.or.jp>

### ⑤特定保健指導のご案内

特定健診を受診された方へは、全員に健康維持に関する小冊子をお送りしております。また、生活習慣病のリスクが高いと判断された方には「特定保健指導のご案内」と「利用券」をお送りしますので、生活習慣病の予防、改善に役立つ支援を受けて下さい。

**利用料は無料です。**

### ③受診

受診当日は「セット券」「被保険者証」「質問票」を持参のうえ受診して下さい。医療機関等からの注意事項（食事の摂取等）をお守り下さい。

**受診料は無料です。**

※特定健診の基本項目及び昨年度の健診結果等の基準に該当し、医師が必要と判断して実施する詳細項目以外は自己負担となりますのでご注意ください。

### ◎留意事項◎

皆様の健診結果は、当国保組合がとりまとめ特定保健指導等対象者の選定等に利用させていただきます。あらかじめご了承願います。なお、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法および当国保組合のプライバシーポリシーを厳守いたします。

特定保健指導実施可能であり契約上セット券対応可能な健診機関で特定健診を受けられた場合に限り、保健指導の対象となった方への健診当日の特定保健指導初回面接の実施が可能です。

※院長の皆さまへのお願い

従業員の方については、下記の書類を支部事務所まで送付頂きますと特定健診を受診した事と同様の扱いとなります。

大変お手数お掛け致しますが、ご協力お願い致します。

労働安全衛生法で実施する定期健康診断（事業主健診）の結果（コピー）

質問票（次ページに掲載 HPからもダウンロード可能です）

# 質 問 票

保険者番号	保険者名
093013	全国歯科医師国民健康保険組合

氏 名	
生年月日	
記 入 日	

※ 各自ご記入下さい

No	質問項目	選択肢	解答欄
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無 ※①		
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ	
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ	
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ	
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
6	医師から、慢性腎臓病や慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	①はい ②いいえ	
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ	
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者であり、最近1ヶ月間も吸っている者」）	①はい ②いいえ	
9	20歳のときの体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ	
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	①はい ②いいえ	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	①はい ②いいえ	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ	
13	食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	①はい ②いいえ	
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1号（180ml）の目安：ビール500ml、焼酎（25度）110ml、ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）	①1 合未満 ②1～2 合未満 ③2～3 合未満 ④3 合以上	
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ	
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③近いうちに（概ね1ヶ月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）	
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか？	①はい ②いいえ	

※①医師の診断・治療のもと服薬中の者を指す。

HPからもダウンロード可能です

## 全国歯の保険給付・保健事業

### 保険給付割合

病気やけがなどで医師の診療を受けるときは、被保険者証を提示することで医療の給付を受けることができます。

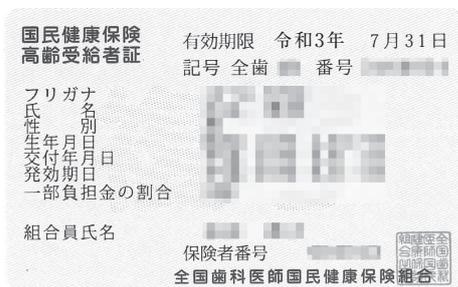
- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 義務教育就学前の方 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
  - ・現役並み所得者 7割
  - ・一般所得者 8割

### 歯科自家診療それに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での組合員とその世帯員の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。またそれに伴う処方箋の発行による調剤も給付対象外です。ご注意ください。

### 2020年8月1日からは緑色の高齢受給者証

70歳から74歳の方は、被保険者証とは別に高齢受給者証が交付されます。水色の高齢受給者証は有効期限の2020年7月31日までお使いいただけます。その後は必ず支部事務所までご返却をお願いします。2020年8月1日からは、緑色の高齢受給者証が交付されます。



### 人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が2020年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類
- (例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書等の写し

国民健康保険特定疾病療養受療証	
交付年月日 年 月 日	
認定疾病名	
記号	番号
氏名	
生年月日	年 月 日
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
自己負担割合	
093013	
全国歯科医師国民健康保険組合 保険者番号 並びに 保険者の 名称及び市	

◆新しい高齢受給者証、限定額適用認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証が届きましたら必ず記載事項をご確認ください。有効期限が切れた証は、支部事務所までご返却をお願いします。

### 療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を療養費として支給します。

- ・組合の資格取得手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で医療機関等を受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき（※靴型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。）
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき

- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3）など

#### ●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

### ★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気やけがでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後申請により支払った医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、海外療養費の支給には数ヶ月を要します。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 国民健康保険療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し
- 顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ
- 調査に係わる同意書

### ★2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはあり得ませんので十分ご注意ください。

また同一の負傷について、同時期に被保険者証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

#### ■外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

### ★3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となるはり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、あらかじめ医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

#### ■保険適用とならない受診内容

以下のような症状で受診した場合は、被保険者証は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・仕事中や通勤途中の負傷
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

### 高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）には組合から手続きのご案内をお送りします。なお、高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づいて支給されるため、診療を受けた月から支給されるまで数ヶ月を要します。レセプトの提出が遅れている場合は、組合からの通知も遅くなりますのでご了承ください。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
（例）市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書等の写し

#### ◎限度額適用認定証の発行及び更新

70歳未満の方、及び70歳から74歳の方で現役並所得Ⅰ、Ⅱ（課税所得145万円以上690万円未満）の方の医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請し交付された国民健康保険限度額適用認定証（住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関に提示すると、1ヶ月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。更新される方は、お早目にお手続きください。

●申請手続きに必要な書類●

- 国民健康保険限度額適用認定申請書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書等の写し

国民健康保険限度額適用認定証	
交付年月日 年 月 日	
記号	番号
住所	
氏名	
氏名	
生年月日	年 月 日
適用区分	
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	093013 全国歯科医師会 国民健康保険組合

●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し

全国歯では、産休・育休による保険料免除は実施していません。  
他の制度の育児休業給付等については、厚生労働省のQ&A育児休業給付をご覧ください。事業所の所在地を管轄する公共職業安定所にて支給の手続きを行ってください。

その他の保険給付の支給申請

◆葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

- 1種組合員 300,000円
- 2種組合員 150,000円 3種組合員 100,000円
- 1・2・3種組合員の家族 100,000円
- 後期高齢者組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆移送費の支給申請

病気やけがのために移動が困難な患者が医師の指示によって緊急的に移送された場合に支給します。ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

◆出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠85日以上の死産・流産を含む）した場合に出産育児一時金を支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 420,000円

◆出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により平成30年4月1日以降の産休について出産手当金を支給します。ただし支給対象となる産休期間は組合員となって継続して1年経過した日の翌日からとなります。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員（90日間を限度とします。）

【支給額】 1日につき、1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産手当金支給申請書
- 申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
- 申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類

※傷病手当金が支給された期間は出産手当金の支給は出来ません。異常分娩で入院された場合は、申請の際にご注意ください。

◆傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から傷病手当金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

【支給額】（入院1日につき）

- 1種組合員 4,000円
- 2種組合員 1,500円 3種組合員 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病手当金支給申請書

## インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】 被保険者（後期高齢者組合員を除く）

【支給額】 年度ごと1名につき、3,000円限度  
13歳未満は1名につき5,000円限度

※費用額が限度額未満の場合は実費分を支給

※2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内で支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

### ●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の3月末日までに支部事務所必着）

インフルエンザ予防接種補助金申請書

領収書（予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの）

## 節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

(1) 本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員

(2) (1)で対象になった1種組合員の配偶者（年齢問わず）

(3) 本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、その費用の合計に対し）30,000円を限度に支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

### ●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の3月末日までに支部事務所必着）

節目健診補助金支給申請書

対象となる健診の領収書

## がん検診のご案内

がん検診を行うことにより、がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制するために検診受診者に対して検診費用の一部を補助します。

※全額実費による検査の場合のみ支給対象となります。

【がん検診の種類】 それぞれ年1回受診

①胃がん検診1（胃内視鏡検査）または胃がん検診2（胃部エックス線検査）

②子宮頸がん検診（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）

③肺がん検診1（胸部エックス線検査）または肺がん検診2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）

④乳がん検査（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）

⑤大腸がん検査（便潜血検査）

【対象者】 【支給額】

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1	50歳以上	8,900円
胃がん2	40歳以上	6,400円
子宮頸がん	20歳以上	3,400円
肺がん1	40歳以上	1,800円
肺がん2	40歳以上	3,100円
乳がん	40歳以上	4,200円
大腸がん	40歳以上	1,300円

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

### ●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の3月末日までに支部事務所必着）

がん検診補助金支給申請書

対象となる検診の領収書

※人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要

## 仕事のストレス、人間関係の悩みについて カウンセラーに相談してみましょ。

心に悩みのある方、ストレスの解消法がわからず気持ちが沈んでいる方などは、経験豊富なカウンセラーと話をしてみましょ。あなたのお悩みについて一緒に考え、解決のお手伝いをします。まずは、お気軽にお電話ください。

## 全国歯メンタルヘルスカウンセリング 専用ダイヤル：0120-926-189（無料）

また全国歯のホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

### ◆特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向けて保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

全国歯では40～74歳の被保険者を対象に特定健診を実施しております。

対象者には令和2年4月より順次「※セット券」をお送りします。セット券を医療機関にお持ち頂くと無料で受診することが出来ます。

※セット券とは、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券がセットになった券です。

特定健康診査当日に健診機関で特定保健指導初回面接を受けて頂けます。

特定健診は集合契約している医療機関にて受診が可能です。詳しい医療機関情報については全国歯のホームページにてお知らせしております。

【当日保健指導を受診希望される方へ】

現在契約機関に限られておりますのでご注意ください。

ホームページ内の『特定健診・特定保健指導について』の中の『実施機関一覧表』にあります『当日保健指導』に○が付いている医療機関でのみ同日受診が可能です。

#### 【特定健康診査内容】

基本項目	質問（問診）
	身体測定
	理学的所見（身体診察）
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
	尿検査

医師の判断による追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

◎紛失された方は再交付をしますので、各支部事務所までご連絡ください。

◎受診期間は令和3年3月末日までです。

### 後期高齢者組合員保健事業のお知らせ

#### ◆傷病見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める）を限度とします。

【支給額】入院1日につき 4,000円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

#### ◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

## ◆後期高齢者組合員のための節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

### 【対象者】

- (1) 本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員
- (2) (1)で対象になった後期高齢者組合員の配偶者で全国歯に加入している方

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

### 【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して）30,000円を限度に支給

### ●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の3月末日までに支部事務所必着）

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

## ジェネリック医薬品差額通知送付のお知らせ

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しています。調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

## 医療費通知の送付のお知らせ

年に6回、医療費通知を送付しております。

医療費通知は医療費控除を受ける際の添付書類としてご利用頂けますが、医療機関等から提出されたレセプトの被保険者証記号番号や生年月日などに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。

受診した診察日数や医療費の額に誤りはない

かなど、組合では把握しきれない部分について適正に医療機関から請求がされているか、ご自身でしっかりご確認ください。

医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がありましたらお気軽に全国歯までご連絡ください。

【2020年1月～12月受診に関する医療費通知の送付について】

受診（施術）月	送付月
2020年 1～ 2月受診分	2020年 6月
2020年 3～ 4月受診分	2020年 8月
2020年 5～ 6月受診分	2020年 10月
2020年 7～ 8月受診分	2020年 12月
2020年 9～ 11月受診分	2021年 2月
2020年 12月受診分	2021年 4月

## 歯科健診のご案内

令和2年度新規事業  
歯科健診は3種組合員とその世帯員が勤務先の診療所で歯科健診を受診した場合、健診した雇用主（1種組合員）に歯科健診文書料及び指導料として受診者1人あたり500円を支給します。

## 組合への届出が必要なのは、こんなとき

### ◎交通事故や傷害事件にあったとき

交通事故や傷害事件などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。事件事故に巻き込まれた場合、支部事務所にご連絡ください。被保険者証を使って診療を受けた保険者負担分を加害者に請求する手続きを行います。また骨折、捻挫、打撲などの外傷のけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがありますのでご協力をお願いします。

### ◎資格喪失後、全国歯の被保険者証を使用して受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、保険者が負担した7割または8割の医療費について、ご本人に請求させていただきます。

また、新しい被保険者証の詳しい情報と手続きに必要な書類をご提出いただければ、保険者間調整が可能な場合があります。支部事務所までご相談ください。

### ◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入の健康保険資格喪失証明書（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

### ◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

### ◎住所や氏名を変更したとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書

### ◎被保険者証を紛失したとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 被保険者証再交付申請書
- 被保険者証返納不能届書
- 始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用されて、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておく、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系）

0120-810-414

全国銀行個人信用情報センター（銀行系）

0120-540-558

日本信用情報機構（消費者金融系）

0570-055-955

### ◎家族が修学のため居住地を離れるとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 在学証明書の写し

### ◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

### ◎退職等により組合員の資格を喪失するとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

# 今までも。これからも。



未来 Mirai  
信頼 Shinrai  
安心 Anshin  
ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。

## その先には、ひろがる笑顔。

安心・信頼  
Anshin Shinrai



**国の厳しい審査をクリア**  
ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

**低価格で個人負担が軽くなる**  
新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

未来  
Mirai



**医療費を有効活用**  
個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

**医療保険制度を次の世代に引き継ぐ**  
少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品に関する情報は  
[厚生労働省 ジェネリック](#) [検索](#)

# 仕事のストレス、 人間関係の悩み――

面接、Webでも  
相談できます

## まずは電話で相談してみませんか？

「こんなとき…」はお電話ください。



仕事でストレスがたまる

近所づきあいで悩みがある



職場の人間関係で悩んでいる

夫婦関係がうまくいかない



育児・介護が辛い

子どもとコミュニケーションがとれない

# メンタルヘルス **無料** カウンセリング

プライバシーは  
厳守されます。  
安心してご相談  
ください。

専用  
ダイヤル

# 0120-926-189

携帯・PHSからもご利用できます。

ご利用者  
被保険者

音声ガイドに従って  
サービス番号を選択

② 面接カウンセリングの予約

③ 電話カウンセリング

④ 電話カウンセリングの予約

※ブッシュ回線でない方は、右のサービス番号の前に\*印ボタンを押してください。黒電話などの場合は最後に各サービスの直通電話番号をお知らせしますので、おかけ直してください。



Webカウンセリング <https://www.mh-c.jp/>

上記URLへアクセスし、「926189」を入力しログイン。

## 音声ガイドに従ってご希望のサービス番号をプッシュしてください。

サービス  
番号

## ② 面接による

メンタルヘルスカウンセリングの予約窓口

予約受付

月～土曜日 10:00～20:00  
(日曜・祝日・年末年始は休み)

面接は1人5回まで無料。6回目からは有料となります。

東京カウンセリングセンター、もしくは全国主要都市のカウンセリングルームで、「臨床心理士」の資格を有するカウンセラーが対応します。お近くのカウンセリングルームは、下の一覧からご確認ください。

カウンセリングルーム一覧

<http://www.tcchp.com/map.html>サービス  
番号

気軽に使える

## ③ 電話でのカウンセリング

相談時間

月～土曜日 10:00～22:00  
(日曜・祝日・年末年始は休み)

1日1回20分程度となります。

## 相談は無料です！

電話カウンセリングは、相談料・通話料ともかかりません。面接カウンセリングも、年度中1人5回まで無料です(6回目から有料)。

※電話相談は1日1回20分程度、面接は1回50分程度が目安です。

サービス  
番号

相談時間を事前に指定できる

## ④ 電話カウンセリングの予約窓口

予約受付

月～土曜日 10:00～18:00  
(日曜・祝日・年末年始は休み)

●**免責事項** 本サービスは利用される方に適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルスの改善に役立ててもらうことが目的であり、当社および当社が本サービスを委託した株式会社法研、株式会社東京カウンセリングセンター、両社が提供するカウンセリング施設、ならびに関係するスタッフ(以上を総称して「サービス関係者」という)は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本サービスは医師法等関連法令が規定する診療・治療や医薬品の提供は一切行いません。以上をご理解いただいた上でご利用ください。



こころの悩みについて相談できます

ウェブそうだん

## こころのWeb相談

<http://www.mh-c.jp/>

「仕事・職場での悩み」「家庭・地域での悩み」「心理的・精神的な悩み」などについて相談できます。日曜日・祝日・年末年始を除く、3営業日以内に臨床心理士が回答いたします。

## ◆プライバシーは厳守されます

プライバシー保護のため、サービスは外部へ委託して運営しています。個々人の相談の有無・内容等が当組合や勤務先に伝わることはありません(個人を特定できない、統計的な月次データで報告されます)

※面接の予約やご相談に関連上、年齢・都道府県名・相談者と相談対象者の続柄等をうかがう場合がありますが、プライバシーは厳守されます。



ここに「1926189」を入力してログイン



### ◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。  
また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

#### 支部事務所連絡先

栃木県支部	028-648-0472	鳥取県支部	0857-23-2621
山梨県支部	055-252-6481	香川県支部	087-851-4965
青森県支部	017-777-4907	徳島県支部	088-631-3977
岐阜県支部	058-274-6110	高知県支部	088-823-7369
富山県支部	076-432-9666	新潟県支部	025-250-7755
滋賀県支部	077-523-2787	岩手県支部	019-623-1571
京都府支部	075-812-8495	石川県支部	076-251-1011
岡山県支部	086-224-7777	長野県支部	026-222-8020
山口県支部	083-928-8020	福井県支部	0776-25-6108
島根県支部	0852-24-2757	沖縄県支部	098-996-3571

ご利用  
ください!

**全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ**  
**<http://www.zensikokuho.or.jp>**

組合員専用ページのパスワード「648077」

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご活用ください。

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5  
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818  
発行人 三塚 憲二  
ホームページ <http://www.zensikokuho.or.jp>  
写真 スペイン ロンダ闘牛場（最古の闘牛場の1つ）  
撮影者 Y. S

**全国歯報** No86 2020年5月号